令和8年度　湖西市使用済小型電子機器等の引渡しに関する契約書

湖西市使用済小型電子機器等（以下、「物件」という。）の引渡しについて、湖西市長　田内浩之（以下「発注者」という。）と〇〇株式会社（以下「受注者」という。）との間に次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条　発注者は、別表1に掲げる物件を受注者に引渡し、受注者は、これを買受けるものとする。

（契約期間）

第2条　この契約の期間は、令和8年〇月〇日から令和9年2月28日までとする。

（引渡し等）

第3条　発注者は、物件を発注者があらかじめ指定する者の立ち合いのもとに、受注者に引渡すものとする。この場合において、引渡し日時は、発注者がその都度指定するものとする。

（搬出方法等）

第4条　受注者は、物件を受注者が手配する車両により搬出しなければならない。

2　受注者は、物件を搬出する際、発注者の指定する方法により行う。

3　受注者は、物件を搬出する際、物件ごとの量を発注者の計量器により計量しなければならない。

4　受注者は、物件の搬出に際して、落下飛散、流出しないようにしなければならない。

（売渡し量等の報告）

第5条　受注者は、当該月に搬出した物件の量を集計し、搬出日から10日以内に発注者に報告するものとする。

（売却代金）

第6条　物件の代金は、別表1に定める単価に引渡し量を乗じたものに、消費税及び地方消費税の額を加えたものとする。（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値とする。）

（代金の納付方法及び納期限）

第7条　受注者は、前条に定める代金を、発注者が指定する納付書により、発注者が定めた納期限までに、発注者指定金融機関等に納付しなければならない。

（所有権の移転時期）

第8条　物件の所有権は、第3条に定める引渡しが完了したときに、受注者に移転するものとする。

（損害賠償責任）

第9条 受注者は、次に掲げる事態に該当するときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

（1） 受注者がこの契約の履行に際し、発注者又は第三者に損害を与えたとき。

（2） 次条の定めによりこの契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

（契約の解除等）

第10条 発注者は、受注者が次の各号に該当すると認めるときは、何らの催告を要しないでこの契約を解除することができる。

（1） 正当な理由がなくて、発注者が指定した引渡し日に物件を搬出しないとき。

（2） 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当したとき。

（3） 国税、地方税その他公課の滞納処分を受け、又は強制執行を受けるおそれがあり、これにより契約の目的を達することができないとき。

（4） 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物件買入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（5） 前各号に掲げるもののほか、この契約条項に違反したとき。

2 前項の規定により発注者がこの契約を解除した場合において、受注者に生じた損害があっても、発注者は、一切その補償の責めを負わない。

（権利譲渡等の禁止）

第11条 受注者は、第三者に対し、この契約に基づいて生じる権利義務を譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（定めのない事項の処理）

第12条 前各条に定めのない事項については、その都度、発注者、受注者両者協議のうえ定

める。

（契約履行の原則）
第13条　発注者及び受注者は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

上記の契約の成立を証するため、この契約書2通を作成し、発注者、受注者各1通を所持する。

令和8年〇月〇日

（発注者）　静岡県湖西市吉美3268番地
湖西市長　田内　浩之

（受注者）

別表1

物件の種類及び単価表

種　類	単　価（税抜）
携帯電話・PHS・スマートフォン	円/kg
パソコン（タブレット型端末、液晶モニター含）	円/kg
CRTモニター	円/kg
上記付属品	円/kg
電池内蔵型小型家電	円/kg
備考 物件の売却代金は、単価に売渡し量を乗じたものに、消費税及び地方消費税の額を加えたものとする。（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた値とする。）	

業務実施仕様書

1　目的

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第5条第1項に基づき、湖西市に搬入される使用済小型電子機器等（以下、「物件」という。）を引渡し、適正に再資源化することを目的とする。

2 契約種別

単価契約（物件1kgあたりの単価）

3 引渡し場所

〒431-0441　静岡県湖西市吉美3294-47　湖西市廃棄物対策課（湖西市環境センター）

4 引渡し対象品目

携帯電話、PHS、スマートフォン、パソコン（タブレット端末、液晶モニター含）、CRTモニター
上記付属品、電池内蔵型小型家電

5 引渡し予定量

約6,200kg/年

予定量は、搬入状況により変動し、売払い量等を保証するものではない。

6　受注者の費用負担

(1) 物件引渡し時の運搬費用
(2) 物件集積用湖西市指定フレコン購入費用
(3) 物件引渡し時の積み込みに要する費用

7　回収及び一時保管形態

湖西市より排出される物件については、発注者が回収及び一時保管を行い、フレコンに一時保管するものとする。

8　搬出形態

搬出は、発注者が受注者に引き取りを依頼し、受注者が自らの車両に積み込みを行う。搬出時に、受注者は代わりのフレコンを設置することとする。

9　計量

環境センターの計量器で計量を行うこと。

10　報告

搬出した物件の引渡し重量を月単位で集計し、搬出日から10日以内に計量伝票の写しを添付した報告書を提出するものとする。

11 売買代金の納付方法及び納期限

受注者は、売買代金を、発注者が指定する納付書により、当該物件を搬出した月の翌月末日までに、委発注者指定金融機関等に納付しなければならない。

12 その他の注意事項

(1) 引渡し場所は、収集車等が常時搬入してくるため、作業実施に当たっては事故・災害防止等について細心の注意を払って行うこと。

(2) 引渡し時には、施設を破損しないよう注意を行うこと。万一破損した場合は、発注者に報告し、受注者の責任において速やかに原状回復すること。

(3) 引き渡された物件については、全て再資源化事業計画に基づき適切に再資源化を行うこと。物件のリユースは不可とする。

13 協議

本仕様書に定めのない事項及び細目については、発注者受注者双方協議の上で定めものとする。